

サイバー通信情報監理委員会行政文書管理規則の制定について (概要)

令和7年12月
内閣府公文書管理課

1. 制定の必要性

重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律(令和7年法律第42号。以下「法」という。)第46条第1項の規定により、内閣府の外局として、サイバー通信情報監理委員会を置くこととしている。また、本委員会の設置日については、法附則第1条第3号の規定により、公布の日(令和7年5月23日)から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日とされている。

上記のとおり、今般新たな国の行政機関としてサイバー通信情報監理委員会が置かれることに伴い、公文書等の管理に関する法律(平成21年法律第66号)第10条第1項の規定に基づき、サイバー通信情報監理委員会行政文書管理規則を制定する必要がある。

2. 規則の内容

サイバー通信情報監理委員会行政文書管理規則案は、おおむねガイドラインの規定例を踏まえたものとなっている。

なお、サイバー通信情報監理委員会は、内閣府の外局として設置される行政機関であるところ、サイバー通信情報監理委員会の行政文書管理規則の細部については、同様に内閣府の外局として設置されているカジノ管理委員会の行政文書管理規則等に倣った、行政文書の適切な管理を行うための体制及び規定の書きぶりとなっている。

3. 今後のスケジュール

施行:政令で定める日(令和8年5月22日までの特定の日)

※サイバー通信情報監理委員会が設置される日(法第46条第1項の施行の日)

に、サイバー通信情報監理委員会委員長から内閣総理大臣への協議、公文書管理委員会への諮問と答申、内閣総理大臣の同意、規則の制定・施行が行われる予定。

【参考】公文書等の管理に関する法律(平成21年法律第66号)抄 (行政文書管理規則)

第10条 行政機関の長は、行政文書の管理が第4条から前条までの規定に基づき適正に行われることを確保するため、行政文書の管理に関する定め(以下「行政文書管理規則」という。)を設けなければならない。

2 (略)

3 行政機関の長は、行政文書管理規則を設けようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議し、その同意を得なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

4 (略)

(委員会への諮問)

第29条 内閣総理大臣は、次に掲げる場合には、委員会に諮問しなければならない。

一 (略)

二 第10条第3項、第25条又は第27条第3項の規定による同意をしようとするとき。

三 (略)